

東京高裁へ事実審理を尽すよう求める

署名のお願い

2006年 月 日

———「日の丸・君が代」処分を許さない———

3月23日、三代川裁判長は渡辺さんの処分不当の訴えを退け、判決要旨すら読み上げないまま、わずか15秒で立ち去るという暴挙を行いました。

私たちは判決、そして判決言い渡しに対して大変怒りを覚えます。

●これまでの経過●

2002年、大泉養護学校入学式で「日の丸・君が代」強制反対、人権尊重の気持ちをこめて、手描き絵のブラウスを着ていた渡辺さんに、大泉養護学校・江崎校長は「上着着用命令」を出しました。ついで、何故に命令違反をしたのか理由を言え、と「事情聴取のための校長室来室命令」を出しました。

都教委はこの二つの職務命令違反を理由に、2002年11月、渡辺さんを戒告処分しました。

渡辺さんは、これら職務命令は裁量権、懲戒権の逸脱にあたり、憲法19条、21条に照らしても処分は不当である、と主張し裁判で争ってきました。

●判決内容は一部勝訴●

三代川裁判長は、二番目の職務命令に対しては「いかに公務員の地位にあるからといって、当然に自己に不利益な事柄の供述を強制されるべきものではない」と、「公務員としてふさわしくない非行と直ちに言い得るものではない」、従って「ことさらとりあげて懲戒の対象とすることは、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱する」、「懲戒権限を逸脱し、濫用するものと言わざるを得ない」と判示しました。

裁量権、懲戒権の逸脱、濫用であると認めたのです。

しかし、一番目の職務命令については、学習指導要領にのっとった校長の「日の丸・君が代」を実施するという決定に抗議反対することは地方公務員として許されない。「全体の奉仕者」であり「公共の利益のために勤務」し「職務に専念」すべきである。憲法19条（思想信条の自由）、21条（表現の自由）によって正当化されない、と切り捨てました。

●東京高裁に控訴●

4月3日、渡辺さんは全面勝利にむけて東京高裁へ控訴しました。

東京高裁では、近頃の訴訟指揮から推して実質審理を行わず、一回で結審してしまうという可能性が十分考えられます。

どうか多くの皆様の声で、審理を尽くすように高裁へ働きかけてください。

署名への御協力をよろしくお願い致します。（急いでいます）

戦争国家への道にブレーキをかけ、「日の丸・君が代」強制を押しかえす日まで共に闘いましょう。

送り先：「良心・表現の自由を！」声をあげる市民の会

〒176-0012 練馬区豊玉北5-17-7-303サポートねりま ねりま全労協気付
FAX：0424-25-7583 E-mail：ryoshinhyogen@jcom.home.ne.jp

取扱団体

東京高等裁判所民事部 御中

要 請 書

東京高裁は、渡辺さんの訴えに対して、丁寧
に事実審理を行い、弁論を尽し、処分撤回の判決を出すよう求めます。

名 前	住 所

大泉養護学校教員（当時）であった渡辺厚子さんは、2002年入学式で手描きの絵ブラウスを着ていたところ、校長より「上着着用命令」を出され、戒告処分されました。

渡辺さんは処分取り消しを求め、貴裁判所に控訴しました。